

## 社会福祉法人 直方市社会福祉協議会 再雇用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員就業規則第34条第2項に基づき定年退職後、再雇用される者の取扱いについて定めるものとする。

### (定 義)

第2条 再雇用者とは、定年退職後本会と再雇用契約を締結して雇用される者をいう。

### (職 務)

第3条 再雇用する者の職務は、原則主事とするが、本人の希望、技能、経歴、健康状態並びに雇用状況を総合的に勘案し、決定する。

### (再雇用期間)

第4条 再雇用の契約期間は1年間の契約とし、その後本人からの退職の申し出又は、能力・健康を考慮の上1年ごとに更新するものとする。ただし、再雇用の終期は65歳に達した日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

### (給 与)

第5条 再雇用後の給与は、給料、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当及び期末勤勉手当とする。ただし、期末勤勉手当の支給については、国家公務員の再任用職員の例による。

### (給 料)

第6条 再雇用後の給料月額については、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の給与に関する規程の別表給料表のその者に適用される再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

### (休 暇)

第7条 再雇用者の年次有給休暇、及びその他の有給休暇は、正規職員に準ずるものとする。

### (福利厚生)

第8条 再雇用者の福利厚生は、原則として正職員と同一の取扱いとする。

### (社会保険等)

第9条 社会保険・労働保険は継続して加入するものとする。ただし、1週の労働時間が30時未満の者はその限りではない。

### (退 職)

第10条 再雇用者が次の各号に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 雇用期間が満了し、更新しないとき
- (3) 自己都合により退職を希望するとき

2 退職手当金は支給しない。

(その他)

第 11 条 その他の就労条件等は、職員就業規則及び臨時的雇用職員、嘱託職員就業規則に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。